

愛知労働局発表  
平成21年11月20日

担 当	愛知労働局職業安定部職業対策課		
	職業対策課長	竹内	昭市
	課長補佐（高齢・障害担当）	安藤	由之
	地方障害者雇用担当官	鳥井	正行
	電 話	052 (219) 5507	

## 愛知県の障害者雇用状況 民間企業の障害者雇用、着実に進展

－実雇用率 1.57%、対前年比0.04ポイント上昇－  
(平成21年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

### ポ イ ン ト

( )内は対前年比較 < >内は法定雇用率

- **民間企業（56人以上の企業）** <1.8%>
  - 実雇用率 1.57% (0.04ポイント上昇)
  - 達成企業割合 43.1% (1.4ポイント上昇)
- **愛知県** <2.1%>
  - 実雇用率 2.30% (0.03ポイント上昇)
- **市町村** <2.1%>
  - 実雇用率 2.24% (0.01ポイント上昇)
  - 未達成市町村数 10機関 (1機関減少)
- **教育委員会** <2.0%>
  - ・ **愛知県教育委員会**
    - 実雇用率 1.62% (0.42ポイント上昇)
    - 不足数 92.0人 (118人減少)
  - ・ **名古屋市教育委員会**
    - 実雇用率 1.46% (0.11ポイント上昇)
    - 不足数 45.0人 (10人減少)
- **特殊法人・独立行政法人** <2.1%>
  - 実雇用率 1.80% (0.03ポイント低下)
  - 未達成機関数 4機関 (1機関減少)

#### <全国の状況>

○ 民間企業	実雇用率	1.63%	達成企業割合	45.5%
○ 都道府県知事部局	実雇用率	2.49%	達成都道府県数	47機関
○ 市町村	実雇用率	2.37%	達成市町村割合	87.7%
○ 都道府県教育委員会	実雇用率	1.70%	達成委員会数	6機関
○ 特殊法人・独立行政法人	実雇用率	2.11%	達成機関割合	72.8%

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求めています。

愛知労働局では、今般、県内の平成21年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめました。

民間企業（常用労働者56人以上規模の企業）においては、

- 雇用されている障害者の数（注）が、前年に比べ0.8%（174人）増加し、20,903.0人となった。
- 障害者雇用率算定の基礎となる常用労働者数については、前年に比べ1.6%（22,137人）減少し、1,334,580人となった。
- これにより、障害者の実雇用率は前年から0.04ポイント上昇し、1.57%となった。
- 報告対象企業数は前年より189社減少し4,501社となり、また、法定雇用率（1.8%）達成企業の割合は43.1%となつて、前年から1.4ポイント上昇した。

このように、昨年後半からの厳しい雇用情勢の下ではあるが、雇用されている障害者数が増加し、障害者雇用の着実な進展が見られる。

しかしながら、

- 企業規模別の雇用状況を見ると、56～99人規模及び100～299人規模の企業において1.25%と中小企業においては、実雇用率が依然として低い状況にあります。
- 1,000人以上規模の企業においては、実雇用率は高く（1.78%）、法定雇用率達成企業の割合は44.6%となり、急速に改善しています。

愛知労働局としては雇用指導を引き続き実施するとともに、障害者雇用支援の各種施策についても並行して適切に実施し、企業に理解と協力を求めながら、より一層の障害者の雇用促進に向けた取組みを進めることとしています。

また、県内の市町村等の公的機関においては、法定雇用率2.1%を一部の市町村等を除きほぼ達成している（平均2.26%）状況にありますが、雇用不足が生じている機関は依然として存在しており、さらに、法定雇用率2.0%が適用される教育委員会については、特に愛知県教育委員会において大幅な改善が見られましたが、未だに大きな雇用不足数を抱えている状況にあります。公的機関に対する障害者雇用指導については引き続き強力に取り組んでいくこととしています。

（注）雇用率の算定対象となる障害者は、常用労働者（1週間の所定労働時間30時間以上）である身体障害者、知的障害者、精神障害者、及び、短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）である重度身体障害者、重度知的障害者であり、常用労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を2人（ダブルカウント）として、短時間労働者である精神障害者については1人を0.5人として、計算する。

## I 障害者の雇用状況

### 1 一般の民間企業における雇用状況

#### ○雇用されている障害者の数、実雇用率

法定雇用率 1.8%が適用される民間企業に雇用されている障害者の数は、20,903.0 人となり、前年より 0.8%、174 人増加した。

また、障害別の内訳については、身体障害者 17,146 人（雇用障害者に占める割合 82.0%）、知的障害者 3,326 人（同 15.9%）、精神障害者 431.0 人（同 2.06%）であった。

実雇用率は 1.57%となり前年（1.53%）から 0.04 ポイント上昇した。

〔総括表 1、詳細表 1(1)①・②〕

#### ○企業規模別の状況

企業規模別の雇用状況は、全体的に雇用する障害者数は増えているが、報告対象となる企業数では最も多い規模区分ではある 100～299 人規模が、依然として最も低い雇用率（1.25%）となっており、障害者雇用が進んでいない現状にある。

〔詳細表 1(2)①・②〕

#### ○産業別の状況

卸売・小売業（対前年比 4.7%・153.5 人増加、以下（ ）内同様。）、宿泊業・飲食サービス業（26.8%・102 人増加）において雇用する障害者数が前年より増加しているが、運輸業（9.5%・158 人減少）、学術研究、専門・技術サービス業（19.1%・72 人減少）、その他のサービス業（10.2%・119 人減少）においては減少した。

また、製造業における業種別の雇用する障害者数では、金属製品製造業（36.6%・154.5 人減少）、電機機械製造業（9.4%・148.5 人減少）が特に大きく減少し、製造業全体の雇用する障害者数は減少となった。

なお、産業別の実雇用率については、建設業 1.42%、製造業 1.71%、電気・ガス・熱供給業 2.07%、情報通信業 1.19%、運輸業 1.70%、卸・小売業 1.41%、金融・保険業 1.41%、不動産業 1.40%、飲食店・宿泊業 1.43%、医療・福祉 1.72%、教育・学習支援業 1.43%、複合サービス事業、1.60%、その他のサービス業 1.36%となっている。

〔詳細表 1(3)①・②・③・④〕

#### ○法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率を達成していない企業の割合は、報告のあった企業全数の 56.9%となり、前年より 1.4 ポイント低下したが、依然として半数以上の企業が未達成となっている。

また、この未達成企業のうち、不足数が 1 人（0.5 人不足含む。）である企業の割合は 62.1%となっている。

なお、報告のあった企業全数の 35.4%、1,593 社（法定雇用率未達成企業のうちの 62.2%）が障害者を 1 人も雇用していない企業（0 人雇用企業）となっている。

〔詳細表 1(4)〕

### 2 県・市町村等における雇用状況

#### ○ 県・市町村及び公的機関（法定雇用率 2.1%適用）

県・市町村等の障害者の雇用（任用）状況は、障害者数が 1,265.0 人となり前年より 5.0 人増加した。

実雇用率は平均で 2.27%となり前年より 0.02 ポイント上昇した。

また、市町村数等については、地方自治体の特例認定（※）等もあり 97 機関（前年 99 機関）となった。

法定雇用率を達成した機関の割合は 87.6%となり前年より 1.7 ポイント上昇した。

〔詳細表 2 (1)①・②、(2)①・②、詳細表 4 (2)〕

○ **法定雇用率 2.0%が適用される県教育委員会及び名古屋市教育委員会**

これらの教育委員会については、障害者数 514 人、実雇用率 1.58%と、障害者数では前年より 86 人増加し、実雇用率でも 0.35 ポイントの上昇となったが、依然として法定雇用率を下回っている。

〔詳細表 2 (3)①・②、詳細表 4 (3)〕

○ **特殊法人等（法定雇用率 2.1%適用）**

愛知県内 11 機関の特殊法人等については、障害者数 113 人、実雇用率 1.80%となり、障害者数は前年と同様であるが、実雇用率では 0.03 ポイント低下した。

〔詳細表 3 ①・②、詳細表 4 (4)〕

（※）特定の地方機関及び当該その他の機関の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、特例的にその他の機関の職員を特定の地方機関に勤務する職員とみなし、その他の機関を特定の機関とみなす制度。

## II 愛知労働局における障害者雇用対策の状況

### 1 ハローワークにおける障害者就職件数の目標を定めた取組み

ハローワークにおける職業相談は、障害の種類、程度等、一人一人の障害者の状況を十分に踏まえたきめ細かな相談・支援を実施することとしており、積極的な職業紹介、必要に応じた同行紹介など、障害者の就職に向けた取組の強化を図っている。

平成 21 年度における就職件数の目標値については、前年度までの伸び率を考慮するとともに、障害者自立支援法の施行に基づく「福祉から就労」への移行目標（平成 23 年度中に愛知県内で 480 人達成を目指す。）も加味し、2,500 件としていたが、昨年秋以降の景気低迷の影響が今年度に入ってから厳しい状況が続いており、9 月末現在の計画達成率は 32.0%となっている。労働局においても障害者雇用の拡大を推進するため、障害者雇用の可能性が高いと思われる、県内有力企業等に対して、局幹部による個別訪問要請を行っている。

### 2 各種支援策の進捗状況及び関係機関等の連携

障害者トライアル雇用制度、特定求職者雇用開発助成金制度等、各種の支援策の効果的かつ有効な運用を引き続き推進していく。

また、ジョブコーチ事業、障害者の職場復帰・定着支援等を主管する愛知障害者職業センターをはじめ、愛知県、社団法人愛知県雇用開発協会、障害者就業・生活支援センター（県内 7 ヲ所）、及び県内の各種障害者支援団体等との有機的な連携による障害者の就業支援を引き続き推進していく。

- 障害者就職面接会
  - ・一般求職者対象 年 4 回開催（2 回実施済）
  - ・大学等学卒者対象 年 1 回開催（6 月実施済）
- 障害者福祉施設等に対するセミナー
  - ・就労支援担当者対象 年 3 回（8 月～11 月実施済）
- 障害者雇用促進トップセミナー 12/17 開催予定（会場：中電ホール）

- 特別支援学校を対象とした事業
  - ・就労支援セミナー
  - ・事業所見学会
  - ・職場実習のための事業所面接会
- 発達障害者等就労支援連絡協議会
  - 年1回開催予定
- 精神障害者ジョブガイダンス事業
  - ・精神医療施設等との連携による就職ガイダンス  
(今年度は県内ハローワーク 15 所で実施予定)
- 施設訓練・委託訓練事業
  - ・多様な訓練科目を設定し、各ハローワークにおいて  
障害者への受講斡旋、指導を実施

### 3 法定障害者雇用率の達成指導

法定雇用率の達成に向けた企業等に対する指導については、平成 18 年度に、法定雇用率が未達成の企業に対する「障害者雇入れ計画作成命令」の発出基準の拡大が行われ、この新基準に基づいた指導に取り組んでいる。

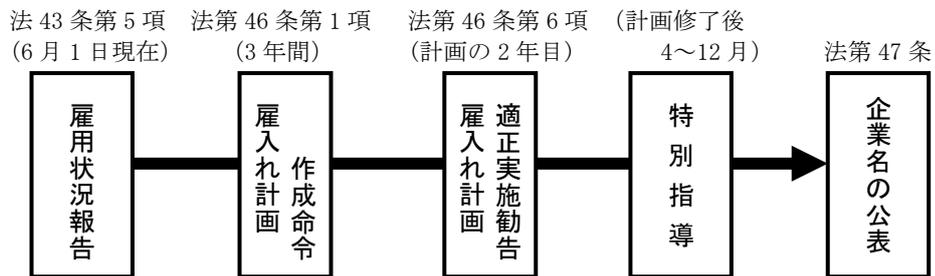
#### ○「雇入れ計画作成命令」発出基準

- ①指導対象とする実雇用率の水準の見直し（平成 19 年度から適用）
  - ・前年の全国平均実雇用率未滿かつ不足数 5 人以上
- ②0 人雇用の中小企業に対する指導の強化
  - ・法定雇用数が 3～4 人（167～277 人規模の企業）であって実雇用 0 人の企業
- ③不足数が多い大企業に対する指導の強化
  - ・不足数 10 人以上の企業

#### ◎愛知労働局における民間企業に対する指導の実績（平成 20 年度）

- 「障害者雇入れ計画」作成命令発出 23 社
- 雇入れ計画の「適正実施勧告」 35 社
- 特別指導実施 4 社（現時点）
- 雇入れ計画を実施中の企業 162 社（現時点）
- 愛知県内の企業名公表企業数 平成 4 年 1 社、平成 19 年 1 社

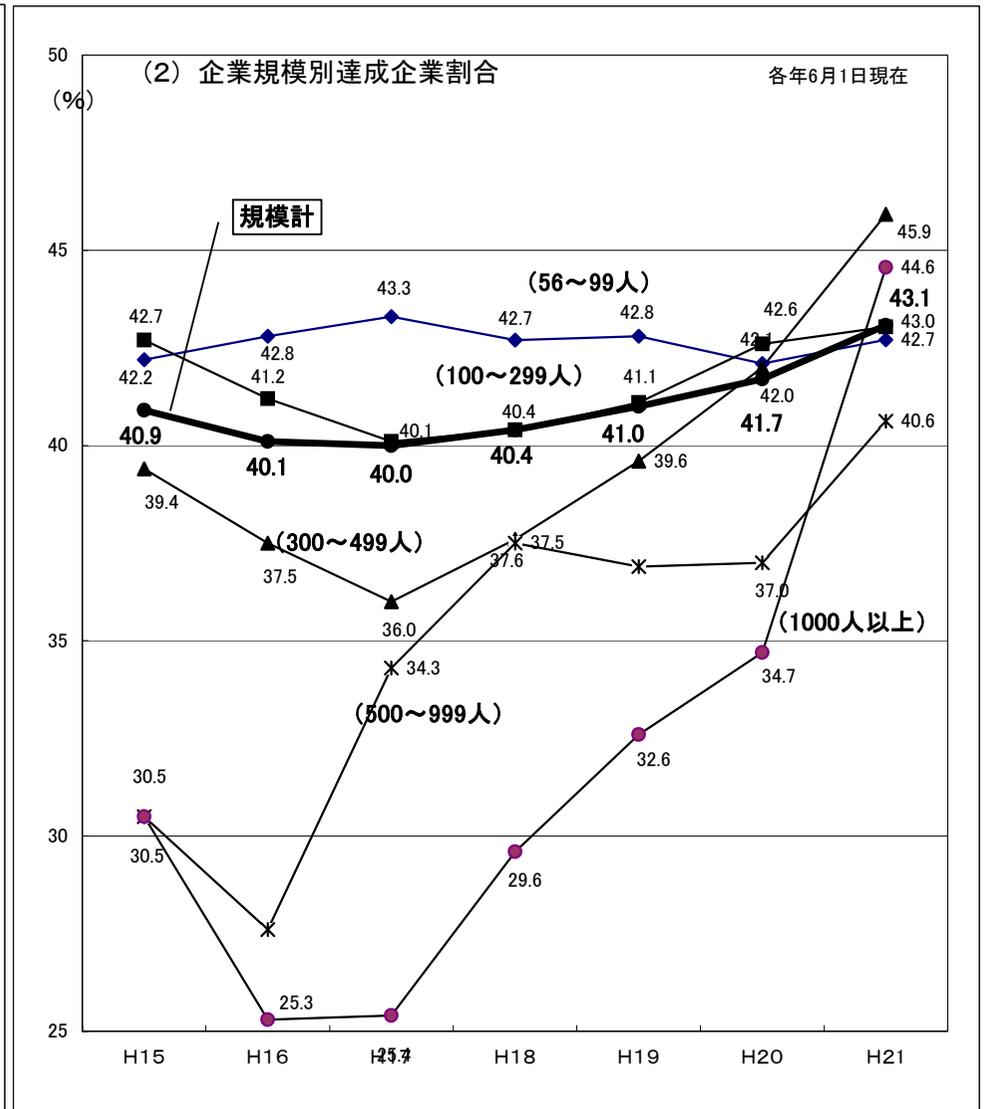
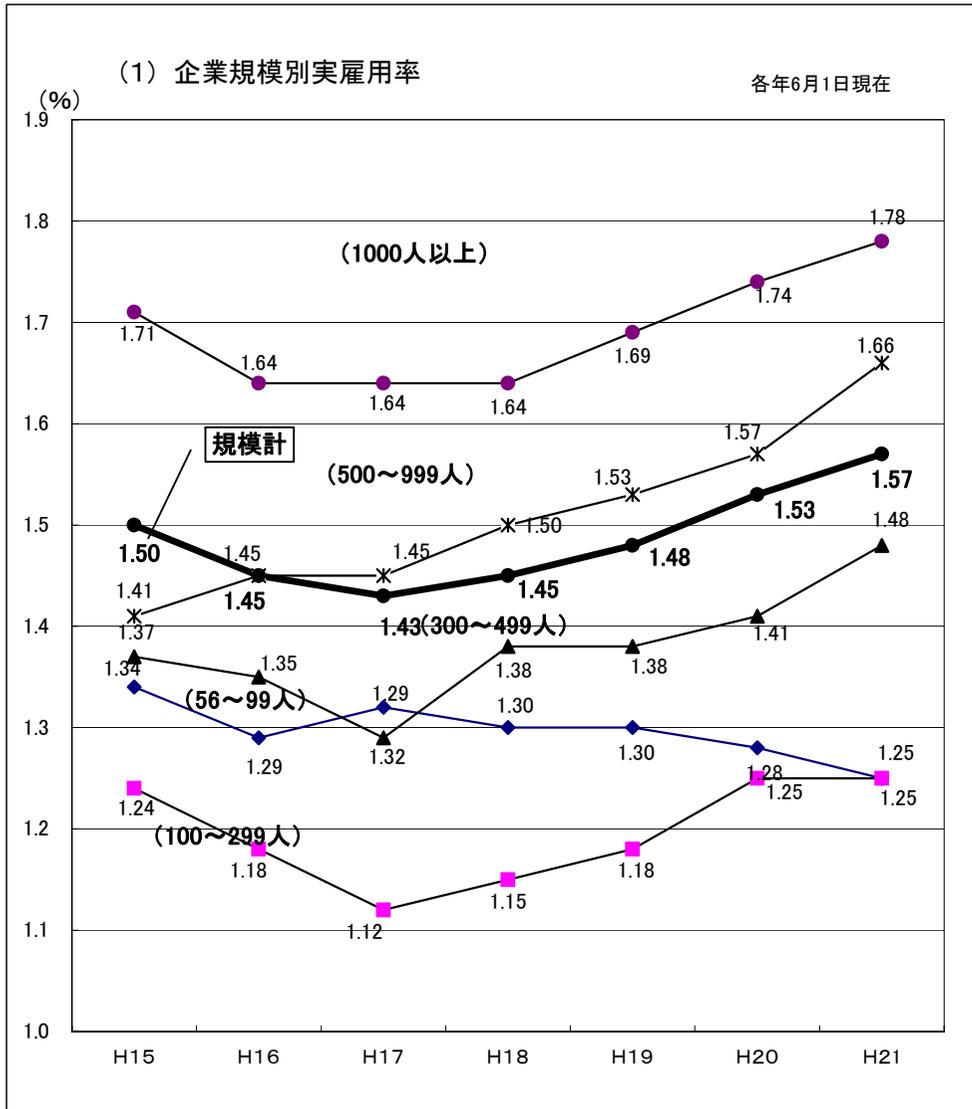
#### ※法定雇用率達成指導の流れ



#### 資料（PDF）

- ・グラフ（企業規模別状況）
- ・平成 21 年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況（総括表）
- ・民間企業における雇用状況（法定雇用率 1.8%）
- ・公的機関における任免状況
- ・特殊法人における雇用状況（法定雇用率 2.1%）
- ・各公的機関の状況

# グラフ（企業規模別状況）



平成21年6月1日現在における障害者の雇用状況 (総括表)

1 民間企業における雇用状況 (法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	1,334,580 人	20,903.0 人	1.57 %	1,939 / 4,501	43.1 %
	( 1,356,717 人 )	( 20,729.0 人 )	( 1.53 % )	( 1,956 / 4,690 )	( 41.7 % )

2 公的機関における任用状況

(1) 愛知県、及び市町村等 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	55,807 人	1,265.0 人	2.27 %	85 / 97	87.6 %
	( 55,975 人 )	( 1,260.0 人 )	( 2.25 % )	( 85 / 99 )	( 85.9 % )
愛知県 (知事部局、及びその他の県機関の合計)	10,619 人	244.0 人	2.30 %	6 / 6	100.0 %
	( 10,806 人 )	( 245.0 人 )	( 2.27 % )	( 6 / 6 )	( 100.0 % )
市町村	38,320 人	858.0 人	2.24 %	51 / 61	83.6 %
	( 38,309 人 )	( 853.0 人 )	( 2.23 % )	( 50 / 61 )	( 82.0 % )
その他の市町村機関	6,868 人	163.0 人	2.37 %	28 / 30	93.3 %
	( 6,860 人 )	( 162.0 人 )	( 2.36 % )	( 29 / 32 )	( 90.6 % )

(2) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会 (法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
教育委員会 (県・名古屋市)	32,621 人	514.0 人	1.58 %	0 / 2	0.0 %
	( 34,695 人 )	( 428.0 人 )	( 1.23 % )	( 0 / 2 )	( 0.0 % )

3 特殊法人等における雇用状況 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
計	6,277 人	113.0 人	1.80 %	7 / 11	63.6 %
	( 6,177 人 )	( 113.0 人 )	( 1.83 % )	( 6 / 11 )	( 54.5 % )
特殊法人	857 人	21.0 人	2.45 %	4 / 5	80.0 %
	( 862 人 )	( 20.0 人 )	( 2.32 % )	( 4 / 5 )	( 80.0 % )
大学法人 (国立・公立)	5,420 人	92.0 人	1.70 %	3 / 6	50.0 %
	( 5,315 人 )	( 93.0 人 )	( 1.75 % )	( 2 / 6 )	( 33.3 % )

注1: 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

注2: 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注3: 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注4: 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

注5: ( )内は、平成20年6月1日現在の数値である。

注6: 「特殊法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第3号の「国立大学法人」、同表第8号の「地方独立行政法人」、及び同令表第9号の各公社を指す。

(詳細表)

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率1.8%）

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷② ×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業	企業 4,501 ( 4,690 )	人 1,334,580 ( 1,356,717 )	人 5,133 ( 5,115 )	人 337 ( 307 )	人 10,266 ( 10,167 )	人 68 ( 50 )	人 20,903.0 ( 20,729.0 )	人 1,571.0 ( 1,903.0 )	% 1.57 ( 1.53 )	企業 1,939 ( 1,956 )	% 43.1 ( 41.7 )

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 20,903.0 ( 20,729.0 )	人 4,672 ( 4,655 )	人 237 ( 217 )	人 7,565 ( 7,651 )	人 17,146 ( 17,178 )	人 1,112 ( 1,421 )	人 461 ( 460 )	人 100 ( 90 )	人 2,304 ( 2,222 )	人 3,326 ( 3,232 )	人 370 ( 401 )	人 397 ( 294 )	人 68.0 ( 50 )	人 431.0 ( 319.0 )	人 89.0 ( 81.0 )

[ 1 ( 1 ) ①表の注 ]

- 注1： ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2： ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3： A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4： F欄の「うち新規雇用分」は、平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5： ( ) 内は平成20年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[ 1 ( 1 ) ②表の注 ]

- 注1： ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2： ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3： ④d欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4： ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5： ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6： ( ) 内は平成20年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 4,501 (4,690)	人 1,334,580 (1,356,717)	人 5,133 (5,115)	人 337 (307)	人 10,266 (10,167)	人 68 (50)	人 20,903.0 (20,729.0)	人 1,571.0 (1,903.0)	% 1.57 (1.53)	企業 1,939 (1,956)	% 43.1 (41.7)
56～99	企業 1,667 (1,795)	人 122,328 (131,423)	人 314 (335)	人 40 (41)	人 859 (964)	人 8 (6)	人 1,531.0 (1,678.0)	人 93.5 (111.0)	% 1.25 (1.28)	企業 712 (755)	% 42.7 (42.1)
100～299	2,017 (2,061)	309,610 (316,378)	747 (794)	60 (75)	2,291 (2,283)	29 (20)	3,859.5 (3,956.0)	332.0 (442.0)	1.25 (1.25)	868 (878)	43.0 (42.6)
300～499	368 (376)	127,363 (130,375)	411 (408)	62 (37)	999 (992)	7 (7)	1,886.5 (1,848.5)	160.5 (193.0)	1.48 (1.41)	169 (158)	45.9 (42.0)
500～999	256 (262)	165,200 (167,346)	689 (658)	51 (41)	1,307 (1,266)	9 (4)	2,740.5 (2,625.0)	274.0 (285.0)	1.66 (1.57)	104 (97)	40.6 (37.0)
1,000以上	193 (196)	610,079 (610,835)	2,972 (2,920)	124 (113)	4,810 (4,662)	15 (13)	10,885.5 (10,621.5)	711.0 (872.0)	1.78 (1.74)	86 (68)	44.6 (34.7)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	20,903.0 (20,729.0)	4,672 (4,655)	237 (217)	7,565 (7,651)	17,146 (17,178)	1,112 (1,188)	461 (460)	100 (90)	2,304 (2,222)	3,326 (3,232)	370 (329)	397 (294)	68 (50)	431.0 (319.0)	89.0 (53.5)
56～99	1,531.0 (1,678.0)	240 (246)	27 (26)	568 (636)	1,075 (1,154)		74 (89)	13 (15)	266 (305)	427 (498)		25 (23)	8 (6)	29.0 (26.0)	
100～299	3,859.5 (3,956.0)	631 (677)	48 (49)	1,699 (1,714)	3,009 (3,117)		116 (117)	12 (26)	525 (510)	769 (770)		67 (59)	29 (20)	81.5 (69.0)	
300～499	1,886.5 (1,848.5)	382 (361)	45 (28)	739 (746)	1,548 (1,496)		29 (47)	17 (9)	205 (209)	280 (312)		55 (37)	7 (7)	58.5 (40.5)	
500～999	2,740.5 (2,625.0)	618 (593)	35 (30)	972 (963)	2,243 (2,179)		71 (65)	16 (11)	265 (253)	423 (394)		70 (50)	9 (4)	74.5 (52.0)	
1,000以上	10,885.5 (10,621.5)	2,801 (2,778)	82 (84)	3,587 (3,592)	9,271 (9,232)		171 (142)	42 (29)	1,043 (945)	1,427 (1,258)		180 (125)	15 (13)	187.5 (131.5)	

注 1(1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
産業計	企業 4,501 (4,690)	人 1,334,580 (1,356,717)	人 5,133 (5,115)	人 337 (307)	人 10,266 (10,167)	人 68.0 (50)	人 20,903.0 (20,729.0)	人 1,571.0 (1,903.0)	% 1.57 (1.53)	企業 1,939 (1,956)	% 43.1 (41.7)
農、林、漁業	企業 4 (3)	人 384 (258)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 0.0 (0.0)	人 4.0 (2.0)	人 0.0 (-)	% 1.04 (0.78)	企業 2 (1)	% 50.0 (33.3)
鉱業・採石業・砂利採取業	3 (3)	198 (196)	3 (1)	0 (0)	2 (5)	0.0 (0.0)	8.0 (7.0)	0.0 (-)	4.04 (3.57)	2 (2)	66.7 (66.7)
建設業	128 (126)	26,907 (26,504)	90 (92)	3 (3)	199 (201)	2.0 (1.0)	383.0 (388.5)	34.5 (-)	1.42 (1.47)	66 (61)	51.6 (48.4)
製造業	1,634 (1,774)	600,629 (606,051)	2,662 (2,681)	71 (67)	4,889 (4,978)	4.0 (8.0)	10,286.0 (10,411.0)	564.0 (-)	1.71 (1.72)	860 (932)	52.6 (52.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	8 (9)	20,263 (20,075)	105 (98)	1 (1)	208 (199)	2.0 (0.0)	420.0 (396.0)	4.0 (-)	2.07 (1.97)	4 (3)	50.0 (33.3)
情報通信業	158 (166)	48,120 (42,266)	146 (118)	3 (0)	275 (213)	1.0 (1.0)	570.5 (449.5)	57.0 (-)	1.19 (1.06)	19 (26)	12.0 (15.7)
運輸業、郵便業	379 (391)	88,631 (97,511)	318 (360)	21 (24)	847 (918)	5.0 (5.0)	1,506.5 (1,664.5)	88.5 (-)	1.70 (1.71)	194 (196)	51.2 (50.1)
卸売・小売業	778 (791)	239,654 (242,226)	799 (771)	75 (64)	1,705 (1,620)	19.0 (16.0)	3,387.5 (3,234.0)	342.0 (-)	1.41 (1.34)	245 (236)	31.5 (29.8)
金融・保険	45 (45)	28,553 (25,557)	98 (85)	0 (0)	208 (183)	0.0 (0.0)	404.0 (353.0)	14.0 (-)	1.41 (1.38)	11 (10)	24.4 (22.2)
不動産業 物品賃貸業	74 (73)	21,398 (20,842)	65 (61)	12 (8)	156 (117)	3.0 (2.0)	299.5 (248.0)	32.5 (-)	1.40 (1.19)	25 (22)	33.8 (30.1)
学術研究、専門・技術サービス業	140 (132)	28,942 (33,505)	87 (109)	6 (4)	124 (154)	2.0 (2.0)	305.0 (377.0)	33.0 (-)	1.05 (1.13)	37 (32)	26.4 (24.2)
宿泊業・飲食サービス業	105 (96)	33,644 (29,247)	98 (74)	33 (21)	249 (209)	8.0 (4.0)	482.0 (380.0)	64.0 (-)	1.43 (1.30)	42 (28)	40.0 (29.2)
生活関連サービス業・娯楽業	164 (162)	25,525 (23,672)	61 (50)	2 (3)	127 (118)	0.0 (1.0)	251.0 (221.5)	31.0 (-)	0.98 (0.94)	39 (37)	23.8 (22.8)
教育・学習支援業	85 (86)	21,241 (21,403)	83 (68)	6 (9)	132 (120)	1.0 (1.0)	304.5 (265.5)	33.0 (-)	1.43 (1.24)	41 (34)	48.2 (39.5)
医療・福祉	371 (344)	59,894 (55,034)	245 (250)	53 (55)	480 (426)	13.0 (5.0)	1,029.5 (983.5)	142.5 (-)	1.72 (1.79)	183 (182)	49.3 (52.9)
複合サービス事業	30 (30)	13,041 (12,895)	53 (43)	8 (5)	95 (85)	0.0 (0.0)	209.0 (176.0)	20.0 (-)	1.60 (1.36)	18 (8)	60.0 (26.7)
その他のサービス業	395 (459)	77,556 (99,475)	219 (254)	43 (43)	568 (619)	8.0 (4.0)	1,053.0 (1,172.0)	111.0 (-)	1.36 (1.18)	151 (146)	38.2 (31.8)

注 1 (1)①の表と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分	
産業計	20,903.0 ( 20,729.0 )	4,672 ( 4,655 )	237 ( 217 )	7,565 ( 7,651 )	17,146 ( 17,178 )	1,112 ( 1,421 )	461 ( 460 )	100 ( 90 )	2,304 ( 2,222 )	3,326 ( 3,232 )	370 ( 401 )	397 ( 294 )	68.0 ( 50.0 )	431.0 ( 319.0 )	89.0 ( 81.0 )	
農、林、漁業	4.0 ( 2.0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	3 ( 1 )		0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	1 ( 1 )		0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )		
鉱業・採石業 ・砂利採取業	8.0 ( 7.0 )	3 ( 1 )	0 ( 0 )	2 ( 5 )	8 ( 7 )		0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )		0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )		
建設業	383.0 ( 388.5 )	90 ( 92 )	3 ( 3 )	185 ( 191 )	368 ( 378 )		0 ( 0 )	0 ( 0 )	3 ( 5 )	3 ( 5 )		11 ( 5 )	2.0 ( 1.0 )	12.0 ( 5.5 )		
製造業	10,286.0 ( 10,411.0 )	2,464 ( 2,455 )	50 ( 53 )	3,417 ( 3,538 )	8,395 ( 8,501 )		198 ( 226 )	21 ( 14 )	1,327 ( 1,327 )	1,744 ( 1,793 )		145 ( 113 )	4.0 ( 8.0 )	147.0 ( 117.0 )		
電気・ガス・熱供給・水道業	420.0 ( 396.0 )	100 ( 95 )	1 ( 1 )	180 ( 174 )	381 ( 365 )		5 ( 3 )	0 ( 0 )	23 ( 21 )	33 ( 27 )		5 ( 4 )	2.0 ( 0.0 )	6.0 ( 4.0 )		
情報通信業	570.5 ( 449.5 )	145 ( 117 )	3 ( 0 )	249 ( 204 )	542 ( 438 )		1 ( 1 )	0 ( 0 )	5 ( 0 )	7 ( 2 )		21 ( 9 )	1.0 ( 1.0 )	21.5 ( 9.5 )		
運輸業・郵便業	1,506.5 ( 1,664.5 )	303 ( 349 )	14 ( 20 )	724 ( 803 )	1,344 ( 1,521 )		15 ( 11 )	7 ( 4 )	94 ( 92 )	131 ( 118 )		29 ( 23 )	5.0 ( 5.0 )	31.5 ( 25.5 )		
卸売・小売業	3,387.5 ( 3,234.0 )	671 ( 657 )	52 ( 47 )	1,164 ( 1,137 )	2,558 ( 2,498 )		128 ( 114 )	23 ( 17 )	457 ( 422 )	736 ( 667 )		84 ( 61 )	19.0 ( 16.0 )	93.5 ( 69.0 )		
金融・保険	404.0 ( 353.0 )	98 ( 85 )	0 ( 0 )	205 ( 182 )	401 ( 352 )		0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	1 ( 1 )		2 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	2.0 ( 0.0 )		
不動産業・ 物品賃貸業	299.5 ( 248.0 )	63 ( 59 )	8 ( 4 )	112 ( 82 )	246 ( 204 )		2 ( 2 )	4 ( 4 )	33 ( 25 )	41 ( 33 )		11 ( 10 )	3.0 ( 2.0 )	12.5 ( 11.0 )		
学術研究・専門・ 技術サービス業	305.0 ( 377.0 )	86 ( 109 )	6 ( 3 )	113 ( 137 )	291 ( 358 )		1 ( 0 )	0 ( 1 )	3 ( 2 )	5 ( 3 )		8 ( 15 )	2.0 ( 2.0 )	9.0 ( 16.0 )		
宿泊業・飲食店	482.0 ( 380.0 )	68 ( 59 )	17 ( 10 )	139 ( 119 )	292 ( 247 )		30 ( 15 )	16 ( 11 )	100 ( 82 )	176 ( 123 )		10 ( 8 )	8.0 ( 4.0 )	14.0 ( 10.0 )		
生活関連サービス業・ 娯楽業	251.0 ( 221.5 )	48 ( 35 )	2 ( 2 )	74 ( 76 )	172 ( 148 )		13 ( 15 )	0 ( 1 )	46 ( 36 )	72 ( 67 )		7 ( 6 )	0.0 ( 1.0 )	7.0 ( 6.5 )		
教育・学習支援業	304.5 ( 265.5 )	81 ( 68 )	4 ( 6 )	123 ( 113 )	289 ( 255 )		2 ( 0 )	2 ( 3 )	6 ( 4 )	12 ( 7 )		3 ( 3 )	1.0 ( 1.0 )	3.5 ( 3.5 )		
医療・福祉	1,029.5 ( 983.5 )	217 ( 222 )	38 ( 36 )	351 ( 323 )	823 ( 803 )		28 ( 28 )	15 ( 19 )	106 ( 94 )	177 ( 169 )		23 ( 9 )	13.0 ( 5.0 )	29.5 ( 11.5 )		
複合サービス事業	209.0 ( 176.0 )	41 ( 32 )	4 ( 4 )	62 ( 54 )	148 ( 122 )		12 ( 11 )	4 ( 1 )	25 ( 27 )	53 ( 50 )		8 ( 4 )	0.0 ( 0.0 )	8.0 ( 4.0 )		
その他の サービス業	1,053.0 ( 1,172.0 )	193 ( 220 )	35 ( 28 )	464 ( 512 )	885 ( 980 )		26 ( 34 )	8 ( 15 )	74 ( 83 )	134 ( 166 )		30 ( 24 )	8.0 ( 4.0 )	34.0 ( 26.0 )		

注 1 (1)①の表と同じ  
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合	
			A. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である 短時間労働者	C. 重度以外の身 体障害者、知的 障害者及び精 神障害者	D. 精神障害者であ る短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5				F. うち新規雇用分
	企業 人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%	
製造業計	1,634 (1,778)	600,629 (607,262)	2,662 (2,684)	71 (67)	4,889 (4,983)	4.0 (8.0)	10,286.0 (10,422.0)	564.0 (706.0)	1.71 (1.72)	860 (932)	52.6 (52.4)
食料品・たばこ	180 (186)	44,560 (43,473)	142 (132)	13 (8)	487 (505)	1.0 (2.0)	784.5 (778.0)	53.0 (52.0)	1.76 (1.79)	105 (101)	58.3 (54.3)
繊維・衣服	60 (70)	9,504 (10,190)	29 (26)	6 (3)	106 (115)	0.0 (0.0)	170.0 (170.0)	6.0 (13.0)	1.79 (1.67)	35 (40)	58.3 (57.1)
木材・家具	31 (33)	5,623 (4,874)	18 (17)	1 (1)	46 (41)	0.0 (0.0)	83.0 (76.0)	1.0 (7.0)	1.48 (1.56)	18 (20)	58.1 (60.6)
パルプ・紙・印刷	113 (106)	17,632 (17,462)	53 (61)	5 (5)	147 (141)	0.0 (0.0)	258.0 (268.0)	11.0 (16.0)	1.46 (1.53)	52 (48)	46.0 (45.3)
化学工業	149 (158)	28,003 (27,903)	116 (95)	3 (4)	265 (260)	0.0 (1.0)	500.0 (454.5)	25.0 (40.5)	1.79 (1.63)	75 (90)	50.3 (57.0)
窯業・土石	58 (61)	21,531 (22,316)	88 (93)	2 (3)	158 (164)	0.0 (0.0)	336.0 (353.0)	22.0 (12.0)	1.56 (1.58)	27 (27)	46.6 (44.3)
鉄鋼	42 (45)	10,524 (12,004)	44 (49)	1 (1)	96 (99)	1.0 (1.0)	185.5 (198.5)	5.0 (21.0)	1.76 (1.65)	27 (30)	64.3 (66.7)
非鉄金属	29 (29)	3,556 (3,727)	21 (15)	0 (0)	52 (49)	0.0 (0.0)	94.0 (79.0)	4.0 (1.0)	2.64 (2.12)	17 (19)	58.6 (65.5)
金属製品	132 (153)	15,902 (19,833)	47 (91)	2 (1)	172 (239)	0.0 (1.0)	268.0 (422.5)	4.0 (18.0)	1.69 (2.13)	75 (99)	56.8 (64.7)
電気機械	108 (127)	80,805 (85,086)	490 (520)	3 (2)	447 (536)	0.0 (1.0)	1,430.0 (1,578.5)	39.0 (81.0)	1.77 (1.86)	53 (63)	49.1 (49.6)
その他機械	606 (673)	332,024 (332,596)	1,521 (1,500)	33 (32)	2,626 (2,564)	2.0 (2.0)	5,702.0 (5,597.0)	348.0 (390.5)	1.72 (1.68)	311 (327)	51.3 (48.6)
その他	126 (137)	30,965 (27,798)	93 (85)	2 (7)	287 (270)	0.0 (0.0)	475.0 (447.0)	46.0 (54.0)	1.53 (1.61)	65 (68)	51.6 (49.6)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数				③知的障害者の数				④精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
製造業計	10,286.0 ( 10,422.0 )	2,464 ( 2,458 )	50 ( 53 )	3,417 ( 3,543 )	8,395 ( 8,512 )	198 ( 226 )	21 ( 14 )	1,327 ( 1,327 )	1,744 ( 1,793 )	145 ( 113 )	4.0 ( 8.0 )	147.0 ( 117.0 )
食料品・たばこ	784.5 ( 778.0 )	91 ( 78 )	6 ( 4 )	195 ( 229 )	383 ( 389 )	51 ( 54 )	7 ( 4 )	277 ( 261 )	386 ( 373 )	15 ( 15 )	1.0 ( 2.0 )	15.5 ( 16.0 )
繊維・衣服	170.0 ( 170.0 )	21 ( 23 )	4 ( 2 )	76 ( 82 )	122 ( 130 )	8 ( 3 )	2 ( 1 )	28 ( 31 )	46 ( 38 )	2 ( 2 )	0.0 ( 0.0 )	2.0 ( 2.0 )
木材・家具	83.0 ( 76.0 )	18 ( 15 )	1 ( 1 )	40 ( 32 )	77 ( 63 )	0 ( 2 )	0 ( 0 )	6 ( 8 )	6 ( 12 )	0 ( 1 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 1.0 )
パルプ・紙・印刷	258.0 ( 268.0 )	47 ( 56 )	4 ( 4 )	109 ( 104 )	207 ( 220 )	6 ( 5 )	1 ( 1 )	36 ( 36 )	49 ( 47 )	2 ( 1 )	0.0 ( 0.0 )	2.0 ( 1.0 )
化学工業	500.0 ( 454.5 )	106 ( 76 )	2 ( 3 )	182 ( 175 )	396 ( 330 )	10 ( 19 )	1 ( 1 )	77 ( 79 )	98 ( 118 )	6 ( 6 )	0.0 ( 1.0 )	6.0 ( 6.5 )
窯業・土石	336.0 ( 353.0 )	84 ( 89 )	2 ( 3 )	122 ( 128 )	292 ( 309 )	4 ( 4 )	0 ( 0 )	34 ( 35 )	42 ( 43 )	2 ( 1 )	0.0 ( 0.0 )	2.0 ( 1.0 )
鉄鋼	185.5 ( 198.5 )	44 ( 49 )	1 ( 1 )	83 ( 85 )	172 ( 184 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	12 ( 13 )	12 ( 13 )	1 ( 1 )	1.0 ( 1.0 )	1.5 ( 1.5 )
非鉄金属	94.0 ( 79.0 )	9 ( 12 )	0 ( 0 )	24 ( 31 )	42 ( 55 )	12 ( 3 )	0 ( 0 )	27 ( 17 )	51 ( 23 )	1 ( 1 )	0.0 ( 0.0 )	1.0 ( 1.0 )
金属製品	268.0 ( 422.5 )	27 ( 45 )	2 ( 1 )	108 ( 128 )	164 ( 219 )	20 ( 38 )	0 ( 0 )	64 ( 87 )	104 ( 163 )	0 ( 2 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 2.0 )
電気機械	1,430.0 ( 1,578.5 )	474 ( 503 )	2 ( 2 )	350 ( 402 )	1,300 ( 1,410 )	16 ( 17 )	1 ( 0 )	73 ( 113 )	106 ( 147 )	24 ( 21 )	0.0 ( 1.0 )	24.0 ( 21.5 )
その他機械	5,702.0 ( 5,597.0 )	1,459 ( 1,434 )	25 ( 27 )	1,956 ( 1,951 )	4,899 ( 4,846 )	62 ( 66 )	8 ( 5 )	593 ( 558 )	725 ( 695 )	77 ( 55 )	2.0 ( 2.0 )	78.0 ( 56.0 )
その他	475.0 ( 447.0 )	84 ( 74 )	1 ( 5 )	172 ( 183 )	341 ( 336 )	9 ( 11 )	1 ( 2 )	100 ( 79 )	119 ( 103 )	15 ( 8 )	0.0 ( 0.0 )	15.0 ( 8.0 )

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	① 法定雇用率未 達成企業の数	② 不足数 (①の内訳)											③ ①のうち雇用障害 者数が0人である 企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人又は6人	6.5人又は7人	7.5人又は8人	8.5人又は9人	9.5人以上 20人以下	20.5人以上	
規模計	2,562 (100.0%)	1,592 (62.1%)	568 (22.2%)	188 (7.3%)	109 (4.3%)	38 (1.5%)	22 (0.9%)	13 (0.5%)	6 (0.2%)	3 (0.1%)	19 (0.7%)	4 (0.2%)	1,593 (62.2%)
56-99人	955 (100.0%)	955 (100.0%)											954 (99.9%)
100-299人	1,149 (100.0%)	520 (45.3%)	474 (41.3%)	114 (9.9%)	31 (2.7%)	10 (0.9%)							627 (54.6%)
300-499人	199 (100.0%)	58 (29.1%)	49 (24.6%)	34 (17.1%)	38 (19.1%)	9 (4.5%)	8 (4.0%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)				11 (5.5%)
500-999人	152 (100.0%)	47 (30.9%)	31 (20.4%)	27 (17.8%)	26 (17.1%)	11 (7.2%)	3 (2.0%)	5 (3.3%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)		1 (0.7%)
1,000人以上	107 (100.0%)	12 (11.2%)	14 (13.1%)	13 (12.1%)	14 (13.1%)	8 (7.5%)	11 (10.3%)	7 (6.5%)	3 (2.8%)	3 (2.8%)	18 (16.8%)	4 (3.7%)	0 (0.0%)

注1： ( )内は、当該企業規模階級内における構成比。

注2： ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数。

(詳細表)

2 公的機関における任用状況

(1) 愛知県及び関係機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E ÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
県計	6 ( 6 )	10,619 ( 10,806 )	54 ( 52 )	0 ( 2 )	136 ( 139 )	0.0 ( 0.0 )	244.0 ( 245 )	6.0 ( 6.0 )	2.30 ( 2.27 )	6 ( 6 )	100.0 ( 100.0 )
愛知県知事部局	1 ( 1 )	8,322 ( 8,509 )	45 ( 43 )	0 ( 2 )	103 ( 100 )	0.0 ( 0.0 )	193.0 ( 188.0 )	4.0 ( 3.0 )	2.32 ( 2.21 )	1 ( 1 )	100.0 ( 100.0 )
その他の関係機関	5 ( 5 )	2,297 ( 2,297 )	9 ( 9 )	0 ( 0 )	33 ( 39 )	0.0 ( 0.0 )	51.0 ( 57.0 )	2.0 ( 3.0 )	2.22 ( 2.48 )	5 ( 5 )	100.0 ( 100.0 )

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
県計	244.0 ( 245.0 )	54 ( 52 )	0 ( 2 )	132 ( 136 )	240 ( 242 )	5 ( 6 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	3 ( 2 )	3 ( 2 )	1 ( 0 )	1 ( 1 )	0.0 ( 0.0 )	1.0 ( 1.0 )	0.0 ( 0.0 )
愛知県知事部局	193.0 ( 188.0 )	45 ( 43 )	0 ( 2 )	100 ( 97 )	190 ( 185 )	3 ( 3 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	3 ( 2 )	3 ( 2 )	1 ( 0 )	0 ( 1 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 1.0 )	0.0 ( 0.0 )
その他の関係機関	51.0 ( 57.0 )	9 ( 9 )	0 ( 0 )	32 ( 39 )	50 ( 57 )	2 ( 3 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	1.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は平成20年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は平成20年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2)市町村及び関係機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E ÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分			
市町村計	91 ( 93 )	45,188 ( 45,169 )	225 ( 217 )	10 ( 7 )	561 ( 574 )	0.0 ( 0.0 )	1,021.0 ( 1,015 )	55.0 ( 37.0 )	2.26 ( 2.25 )	79 ( 79 )	86.8 ( 84.9 )
市町村	61 ( 61 )	38,320 ( 38,309 )	188 ( 182 )	10 ( 7 )	472 ( 482 )	0.0 ( 0.0 )	858.0 ( 853.0 )	44.0 ( 31.0 )	2.24 ( 2.23 )	51 ( 50 )	83.6 ( 82.0 )
その他の 関係機関	30 ( 32 )	6,868 ( 6,860 )	37 ( 35 )	0 ( 0 )	89 ( 92 )	0.0 ( 0.0 )	163.0 ( 162.0 )	11.0 ( 6.0 )	2.37 ( 2.36 )	28 ( 29 )	93.3 ( 90.6 )

注 2(1)①表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町村計	1,021.0 ( 1,015.0 )	225 ( 217 )	10 ( 7 )	498 ( 521 )	958 ( 962 )	44 ( 20 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	39 ( 0 )	39 ( 28 )	11 ( 0 )	24 ( 25 )	0.0 ( 0.0 )	24.0 ( 25.0 )	0.0 ( 0.0 )
市町村	858.0 ( 853.0 )	188 ( 182 )	10 ( 7 )	418 ( 438 )	804 ( 809 )	33 ( 18 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	33 ( 21 )	33 ( 21 )	11 ( 13 )	21 ( 23 )	0.0 ( 0.0 )	21.0 ( 23.0 )	0.0 ( 0.0 )
その他の 関係機関	163.0 ( 162.0 )	37 ( 35 )	0 ( 0 )	80 ( 83 )	154 ( 153 )	11 ( 2 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	6 ( 7 )	6 ( 7 )	0 ( 4 )	3 ( 2 )	0.0 ( 0.0 )	3.0 ( 2.0 )	0.0 ( 0.0 )

注 2(1)②表と同じ

(3) 法定雇用率2.0%が適用される県教育委員会等

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	機関 2 ( 2 )	人 32,621 ( 34,695 )	人 111 ( 104 )	人 14 ( 9 )	人 278 ( 211 )	人 0.0 ( 0.0 )	人 514.0 ( 428 )	人 38.0 ( 24.0 )	% 1.58 ( 1.23 )	機関 0 ( 0 )	% 0.0 ( 0.0 )
愛知県教育委員会	1 ( 1 )	24,147 ( 26,177 )	86 ( 80 )	14 ( 9 )	204 ( 144 )	0.0 ( 0.0 )	390.0 ( 313.0 )	37.0 ( 24.0 )	1.62 ( 1.20 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )
名古屋市教育委員会	1 ( 1 )	8,474 ( 8,518 )	25 ( 24 )	0 ( 0 )	74 ( 67 )	0.0 ( 0.0 )	124.0 ( 115.0 )	1.0 ( 0.0 )	1.46 ( 1.35 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )

注 2(1)①表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分		
計	514.0 ( 428.0 )	111 ( 104 )	14 ( 9 )	268 ( 206 )	504 ( 423 )	37 ( 23 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	2 ( 1 )	2 ( 1 )	1 ( 1 )	8 ( 4 )	0.0 ( 0.0 )	8.0 ( 4.0 )	0.0 ( 0.0 )		
愛知県教育委員会	390.0 ( 313.0 )	86 ( 80 )	14 ( 9 )	195 ( 139 )	381 ( 308 )	37 ( 23 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	1 ( 1 )	0 ( 1 )	8 ( 4 )	0.0 ( 0.0 )	8.0 ( 4.0 )	0.0 ( 0.0 )		
名古屋市教育委員会	124.0 ( 115.0 )	25 ( 24 )	0 ( 0 )	73 ( 67 )	123 ( 115 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )	1 ( 0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )		

注 2(1)②表と同じ

(詳細表)

3 特殊法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E ÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成法人の 数	⑥ 法定雇用率 達成法人の 割合
			A. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短時 間勤務職員	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者 及び精神障 害者	D. 精神障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用 分			
計	法人 11 ( 11 )	人 6,277 ( 6,177 )	人 34 ( 32 )	人 0 ( 0 )	人 45 ( 49 )	人 0.0 ( 0.0 )	人 113.0 ( 113.0 )	人 10.0 ( 8.0 )	% 1.80 ( 1.83 )	法人 7 ( 6 )	% 63.6 ( 54.5 )
特殊法人	5 ( 5 )	857 ( 862 )	4 ( 3 )	0 ( 0 )	13 ( 14 )	0.0 ( 0.0 )	21.0 ( 20.0 )	2.0 ( 3.0 )	2.45 ( 2.32 )	4 ( 4 )	80.0 ( 80.0 )
大学法人 (国立・公立)	6 ( 6 )	5,420 ( 5,315 )	30 ( 29 )	0 ( 0 )	32 ( 35 )	0.0 ( 0.0 )	92.0 ( 93.0 )	8.0 ( 5.0 )	1.70 ( 1.75 )	3 ( 2 )	50.0 ( 33.3 )

注 2(1)①表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体障 害者である短 時間勤務職 員	c. 重度以外の 身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用 分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的障 害者である短 時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用 分	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用 分
計	113.0 ( 113.0 )	34 ( 32 )	0 ( 0 )	40 ( 45 )	108 ( 109 )	9 ( 5 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	5 ( 4 )	0.0 ( 0.0 )	5.0 ( 4.0 )	1.0 ( 3.0 )
特殊法人	21.0 ( 20.0 )	4 ( 3 )	0 ( 0 )	13 ( 14 )	21 ( 20 )	2 ( 3 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )
大学法人 (国立・公立)	92.0 ( 93.0 )	30 ( 29 )	0 ( 0 )	27 ( 31 )	87 ( 89 )	7 ( 2 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	5 ( 4 )	0.0 ( 0.0 )	5.0 ( 4.0 )	1.0 ( 3.0 )

注 2(1)②表と同じ

## 4 各公的機関の状況

(詳細表)

## (1) 愛知県及び関係機関(法定雇用率2.1% 基礎労働者数48人以上)

① 機関名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備考
愛知県知事部局	8,322	193.0	2.32%	0.0	
愛知県議会事務局	77	2.0	2.60%	0.0	
愛知県企業庁	320	9.0	2.81%	0.0	
愛知県病院事業庁	659	13.0	1.97%	0.0	
名古屋港管理組合	269	5.0	1.86%	0.0	
愛知県警察本部	972	22.0	2.26%	0.0	

## (2) 市町村及び関係機関(法定雇用率2.1% 基礎労働者数48人以上)

名古屋市	10,563	256.0	2.42%	0.0	
豊橋市	2,352	45.0	1.91%	4.0	特例認定あり
岡崎市	2,100	46.0	2.19%	0.0	特例認定あり
一宮市	1,374	32.0	2.33%	0.0	
瀬戸市	673	16.0	2.38%	0.0	特例認定あり
半田市	770	18.0	2.34%	0.0	特例認定あり
春日井市	1,474	36.0	2.44%	0.0	
豊川市	1,008	21.0	2.08%	0.0	特例認定あり
津島市	524	15.0	2.86%	0.0	特例認定あり
碧南市	447	9.0	2.01%	0.0	
刈谷市	589	12.0	2.04%	0.0	
豊田市	1,668	36.0	2.16%	0.0	
安城市	724	16.0	2.21%	0.0	
西尾市	469	12.0	2.56%	0.0	
蒲郡市	761	16.0	2.10%	0.0	特例認定あり
犬山市	351	2.0	0.57%	5.0	
常滑市	517	14.0	2.71%	0.0	
江南市	420	10.0	2.38%	0.0	特例認定あり
小牧市	1,052	24.0	2.28%	0.0	特例認定あり
稲沢市	1,106	24.0	2.17%	0.0	特例認定あり
新城市	423	10.0	2.36%	0.0	
東海市	666	14.0	2.10%	0.0	特例認定あり
大府市	344	11.0	3.20%	0.0	
知多市	471	12.0	2.55%	0.0	
知立市	391	10.0	2.56%	0.0	特例認定あり
尾張旭市	358	9.0	2.51%	0.0	
高浜市	211	6.0	2.84%	0.0	
岩倉市	206	7.0	3.40%	0.0	
豊明市	307	10.0	3.26%	0.0	
日進市	352	8.0	2.27%	0.0	
田原市	443	9.0	2.03%	0.0	
愛西市	345	6.0	1.74%	1.0	
清須市	293	6.0	2.05%	0.0	
北名古屋市	322	7.0	2.17%	0.0	
弥富市	230	4.0	1.74%	0.0	
東郷町	229	4.0	1.75%	0.0	特例認定あり
長久手町	227	1.0	0.44%	3.0	
豊山町	90	3.0	3.33%	0.0	
春日町	54	1.0	1.85%	0.0	
大口町	131	3.0	2.29%	0.0	
扶桑町	175	2.0	1.14%	1.0	特例認定あり
七宝町	93	2.0	2.15%	0.0	

美和町	117	2.0	1.71%	0.0	
甚目寺町	180	4.0	2.22%	0.0	
大治町	109	2.0	1.83%	0.0	
蟹江町	162	3.0	1.85%	0.0	
飛島村	59	2.0	3.39%	0.0	
阿久比町	159	3.0	1.89%	0.0	
東浦町	261	3.0	1.15%	2.0	
南知多町	180	3.0	1.67%	0.0	特例認定あり
美浜町	195	2.0	1.03%	2.0	
武豊町	225	4.0	1.78%	0.0	
一色町	144	4.0	2.78%	0.0	
吉良町	156	3.0	1.92%	0.0	
幡豆町	91	2.0	2.20%	0.0	
幸田町	249	4.0	1.61%	1.0	
三好町	371	8.0	2.16%	0.0	特例認定あり
設楽町	124	2.0	1.61%	0.0	
東栄町	68	0.0	0.00%	1.0	
豊根村	56	0.0	0.00%	1.0	
小坂井町	111	2.0	1.80%	0.0	
一宮市教育委員会	205	4.0	1.95%	0.0	
春日井市教育委員会	95	2.0	2.11%	0.0	
碧南市教育委員会	78	2.0	2.56%	0.0	
刈谷市教育委員会	134	4.0	2.99%	0.0	
豊田市教育委員会	218	6.0	2.75%	0.0	
安城市教育委員会	113	6.0	5.31%	0.0	
西尾市教育委員会	128	2.0	1.56%	0.0	
常滑市教育委員会	73	0.0	0.00%	1.0	
新城市教育委員会	68	1.0	1.47%	0.0	
大府市教育委員会	68	2.0	2.94%	0.0	
知多市教育委員会	76	2.0	2.63%	0.0	
尾張旭市教育委員会	69	2.0	2.90%	0.0	
豊明市教育委員会	71	2.0	2.82%	0.0	
日進市教育委員会	52	2.0	3.85%	0.0	
愛西市教育委員会	85	2.0	2.35%	0.0	
北名古屋市教育委員会	48	1.0	2.08%	0.0	
東浦町教育委員会	48	3.0	6.25%	0.0	
武豊町教育委員会	51	2.0	3.92%	0.0	
名古屋市交通局	1,224	32.0	2.61%	0.0	
名古屋市上下水道局	1,897	42.0	2.21%	0.0	
一宮市上下水道部	229	4.0	1.75%	0.0	
豊田市上下水道局	187	3.0	1.60%	0.0	
一宮市病院事業部	375	8.0	2.13%	0.0	
愛知中部水道企業団	108	1.0	0.93%	1.0	
公立陶生病院組合	398	10.0	2.51%	0.0	
公立尾陽病院組合	64	1.0	1.56%	0.0	
海部地区環境事務組合	50	2.0	4.00%	0.0	
西尾幡豆広域連合	97	2.0	2.06%	0.0	
名古屋市会事務局	52	1.0	1.92%	0.0	
名古屋市病院局	507	12.0	2.37%	0.0	

(3) 法定雇用率2.0%が適用される県教育委員会等(基礎労働者数50人以上)

愛知県教育委員会	24,147	390.0	1.62%	92.0	
名古屋市教育委員会	8,474	124.0	1.46%	45.0	

(4)特殊法人等(法定雇用率2.1% 基礎労働者数48人以上)

愛知県住宅供給公社	212	8.0	3.77%	0.0
愛知県道路公社	76	2.0	2.63%	0.0
愛知県土地開発公社	58	0.0	0.00%	1.0
名古屋高速道路公社	249	5.0	2.01%	0.0
名古屋市住宅供給公社	262	6.0	2.29%	0.0
名古屋大学	3,054	45.0	1.47%	19.0
名古屋工業大学	419	9.0	2.15%	0.0
豊橋技術科学大学	267	3.0	1.12%	2.0
愛知教育大学	412	10.0	2.43%	0.0
名古屋市立大学	977	19.0	1.94%	1.0
愛知県公立大学法人	291	6.0	2.06%	0.0

注1： ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

- 2： ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3： ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4： 備考の「特例認定あり」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

県内の地方自治体の特例認定一覧

市町村(A)	みなされることとなる機関(B)	
稲沢市	稲沢市教育委員会	
津島市	津島市教育委員会	
知立市	知立市教育委員会	
江南市	江南市教育委員会	
東郷町	東郷町教育委員会	
瀬戸市	瀬戸市教育委員会	
半田市	半田市教育委員会	
扶桑町	扶桑町教育委員会	
三好町	三好町教育委員会	三好町病院事業
豊橋市	豊橋市教育委員会	豊橋市上下水道局
豊川市	豊川市教育委員会	豊川市病院事業
岡崎市	岡崎市教育委員会	
小牧市	小牧市教育委員会	
南知多町	南知多町教育委員会	
蒲郡市	蒲郡市教育委員会	
東海市	東海市教育委員会	